

(様式第1号)

平成28年度 第1回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	平成28年5月25日(水) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	委員 長 寺見 陽子 副委員 長 麻木 邦子 委 員 福井 亜希子 欠席委員 大方 美香 欠席委員 安里 知陽 事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹 和泉 みどり こども・健康部主幹, 学校教育部主幹 中塚 景子 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課主事補 宮本 朗
事 務 局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	1人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 認定こども園の公募について
- (2) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1-1 平成28年度 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について(案)
- 資料1-2 幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定基準(案)
- 資料1-3 公募物件の位置図等
- 資料1-4 平成27年度 幼保連携型認定こども園設置運営事業者応募書類一覧

3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局から開会の挨拶】

(2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

<議事>

(1) 認定こども園の公募について

(委員長) 事務局から議題1「認定こども園の公募について」の説明をお願いします。

(事務局田中) 議題1の説明につきましては、募集要項(案)に関することと、選定基準(案)に関することで分割して、資料を基に説明をさせていただきます。

それでは、まず、募集要項(案)についての説明ですが、10分程度を予定しております。よろしくお願いいたします。

では、資料1-1「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について(案)」をご覧ください。

今回の募集要項につきましては、昨年度の認定こども園の公募の際に選定委員会で募集要項についてご審議いただいておりますことから、その内容をベースに作成しております。従いまして、基本的には昨年度の内容と大きな変更はないことをあらかじめ申し上げさせていただき、再確認を含めまして募集要項(案)の主だった点を説明させていただきます。

さて、今回の募集についてですが、1頁の「1 募集する場所」をご覧ください。涼風町5番で、敷地面積は約3,500㎡です。該当地についてですが、資料1-3「公募物件の位置図等」をご覧ください。潮見中学校圏域の南芦屋浜にございます市の所有する教育施設用地の一番北側の部分となっております。なお、現在はミズノスポーツ様と市が土地の貸借契約をしており、契約期間は今年度末となっております。南芦屋浜につきましては、以前から認定こども園を整備したいと発信しており、この度公募することとなりました。

さて、資料1-1の1頁に戻っていただきまして、「2 開園年月日」ですが、平成30年4月1日としております。

続いて「3 土地・建物等の条件」ですが、「(1) 土地について」は現在市の内部で使用の方法を検討しているため、調整中という標記をさせていただきました。当然ですが、公募までには明確にさせていただきます。

続いて「4 応募資格」ですが、幼保連携型認定こども園の公募であることから、法人については学校法人か社会福祉法人に限定されます。また、一定の運営実績のある法人とするために、幼稚園・保育所・認定こども園の運営実績が3年以上としております。これらは昨年度の公募と同条件としております。

2頁から4頁については、後程説明させていただく事項も含んでおりますの

で、5頁をご覧ください。

こちらでは、募集にかかる諸条件を詳しく記載しております。「2 利用定員に関すること」ですが、今回の公募では150人から250人の利用定員としています。前回の公募と同様、1号認定子ども・2号認定子ども・3号認定子どもの利用定員の設定を求め、持ち上がり可能な定員設定を求めています。右側のコメントに記載しておりますが、昨年度の公募では、浜風幼稚園の跡地を活用するということから教育委員会からの要望もあり4・5歳児の学級数は複数学級ということを条件としていましたが、今回の公募は事例が異なることから複数学級を条件とはしておりません。

続いて「4 園運営・事業内容に関すること」では、(1)から(7)までに留意事項を記載しております。

次に「5 職員の配置等に関すること」としましては、(3)に教育及び保育に直接従事する職員の配置基準が記載されており、芦屋市が求めるものとしています。具体的には、国基準よりも手厚い配置基準を、1歳児以上のすべての年齢で求めています。

7頁の「11 開園後の取組への協力に関すること」をご覧ください。(4)で記載しておりますように、市が行う地域子育て支援拠点事業のためのスペースを無償提供いただくことを条件とさせていただきました。※印で2点ほど事業について想定される項目を記載しておりますので、これらを踏まえて応募いただきたいと考えています。

その他の部分は割愛し、スケジュールの説明をいたしますので、9頁「事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール(予定)(案)」をご覧ください。まず、募集要項の配布、つまり公募の開始ですが6月15日(水)からとしております。現地見学会については、現在ミズノスポーツ様が事業運営されておりますので、公募開始までには先方と日程調整をしていきます。それから、応募する意思がある法人数を事前に把握するため6月29日から7月20日を事前登録期間と設定しております。質問の受付は7月26日までとし、8月9日・10日で応募書類を受け付けます。そのため、次回の選定委員会は書類審査、法人面接による実際の選定ということで9月中を予定しております。追って事務局から日程調整をさせていただきますので、その際にご協力よろしくお願いたします。このスケジュールでいきますと10月上旬には事業者が決定する予定ですので、その後建設のための各種手続きを法人側で進めていただき、平成30年4月開園に向けて取り組んでまいります。

さて、この頁の一番下にコメントとして記載しておりますが、今回の公募の主な変更点としましては、第二次審査(実地調査)を行わないこととしている点です。その理由としては、昨年度実地調査をした中で委員の皆様から、園長先生によって園の様子は大きく変わることや、場所や施設が異なると様子が変わるとのご意見がありました。そういったご意見を踏まえながら、昨年度の公募を事務局として振り返りまして、今回の公募については一次審査での書類審

査と法人面接で事業者を選定いただきたいと考えております。

参考までに近隣市の認定こども園の公募について調査しましたが、一次審査という形で実地調査までは行っていないということが事例としてありましたので、そういったことも踏まえました。

11頁・12頁の選定方法(案)につきましては、詳細は後程資料1-2を基に説明をいたしますが、概要としましては昨年度の公募同様、各審査項目の5割以上、総合計での7割以上をボーダー一点として設定したいと考えております。資料1-1について、事務局からは以上です。

(委員長) 事務局から募集要項(案)についての説明がございましたが、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

(副委員長) 先ほど、これからのスケジュールというところで次の選定委員会が平成28年9月ということでしたが、6月中にミズノスポーツ様と調整して現地見学会を実施するということですか。

(事務局田中) 現地見学会は事業者が現地を見学するというものです。

現在、ミズノスポーツ様が使用していますが、建物が建っていない土地になりますので、その日でなくても見ることは可能ですが、念のため「ここです。」ということをご案内するために、ミズノスポーツ様と日程調整させていただいています。

(副委員長) 園、場所、園長が違えば内容が違ってくるということはあるかもしれませんが、今回は、実際どのような事業者の方針で動いているかを見るいい機会にはなったことは事実です。ですから、2次審査を無くすと決められたことはいいのですが、2次審査も判断材料になったということは伝えさせていただきます。

(事務局田中) 事務局でも、議論はしたところです。選定基準としまして、実地調査での基準も書類審査で見る基準も基本的には同じ項目でしたので、実地調査をした方が分かりやすいというご意見は分かります。事務局としてもそのような意見はありましたが、園運営が変わるとということや、他市の事例では、実地調査を行わずとも審査員が審査できているという事例もありましたので、今回につきましては、このようなご提案をさせていただきました。

(委員長) そうですか。2次審査を何故外されたのかと思っていました。確かに、2次審査の仕方、運営の仕方を考えないといけないと私も反省していました。基準があるのですから、委員同士で意見交換はいいと思いますが、お互いの考え方が影響するようなやり方はしない方がいいと思いました。

他市も実施していると思っていましたが、本当にしていないのですか。

(事務局田中) 直近で言いますと、近隣の事例としまして、川西市が12月に公募をした案件がありまして、そこでは行っていませんでした。また、神戸市も昨年度に、事業者が場所を提案して整備をする案件がありましたが、実地調査は行っていませんでした。

(委員長) 募集者が多かったということではないですか。

(事務局田中) 川西市の事例で言いますと、ホームページに載っていたのは、1法人のみになります。神戸市については、何事業者の応募があったのかまでは確認できていません。

(委員長) しなければならないということではなければ、やめてはいけないという理由もありません。委員さんが言われているように、確かに様々なことが変われば、

内容も変わるのですが、園の方針が分かりますよね。芦屋市の保育のあり方、考え方の元でしようと思うと実地調査を行った方がいいと思います。

これはどの範疇で公募されるのですか。県ですか。市ですか。

(事務局田中) 法人については、地域制限というものはかけていないです。

(委員長) 例えば、北海道が募集してくる可能性もありますか。

(事務局田中) 可能性としてはあります。

(事務局三井) ただ、これは一つの事務局案であります。前回は、ルールを決めた中での委員の所感をご自身毎に判断されて平均を取った、ということで、点数調整は一切ございませんでした。しかし、事務局田中が言いましたように、園長が変わるなど、状況が変わるとイコールなのかという話があった中で、他市に聞くと、現地に行くところもありますし、事業者を絞るという形もありました。これはあくまで事務局案でありますので、ご協議頂くということが一番いいのかと思います。

(委員長) 今日2名欠席ですので、分かりませんが、一旦決定した後、途中で変更は可能ですか。

(事務局三井) 今後のスケジュールですが、6月15日号の広報あしやに掲載する予定です。掲載した後に追加ということはなかなか難しいと思います。周知を聞いた方と聞いていない方となってしまいますので。あと、内部的には庁内調整ということになります。

(委員長) 公募を開始する時に、2次審査をするかしないかということも記載するのですね。

(事務局三井) 前回は、「2事業者に絞って2次審査をします。」と書かせていただきました。出来るだけ多くの事業者に来て欲しいということで、周知活動をしました。20法人ほど電話をして、10法人ほど行かせていただいて、現地見学を登録者5法人に来ていただき、最終的にご判断頂いたのが2法人という形になりました。

(委員長) 施設見学しますということを公募の段階で明記する必要があるのですね。

(事務局三井) もし行くのであれば、最初の段階でするかしないのか明記した方がいいのではないかと思います。ルール付けは、最初に決めた形が良いと思っています。

(委員長) 2次審査無しということでもよろしいでしょうか。

(事務局三井) ただ、2次審査をしない代わりに、1次審査の時のヒアリングの時間を多く取りたいと考えています。書類提出の段階で10法人が来たということになれば、10法人ともやりましょうということで臨んでいました。これも市によって様々です。

事務局で精査するところもありますが、そうすると事務局の意思が入りますので、本市としましては、それはしたくないと考えています。応募して頂いた法人の数にもよりますが、前回よりは多くヒアリングや質疑応答などの時間を取りたいと思います。

(委員長) 確かに、2次審査をしたからどう、しなかったらどうということはないと思います。

それでは、募集要項(案)について、このような形で進めていくということでもよろしいでしょうか。

【意義なし】

ではそのような形で進めさせていただきます。

次の資料に移りたいと思います。事務局から資料1-2「幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定基準（案）」の説明をお願いします。

(事務局田中) それでは、資料1-2「幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定基準（案）」をご覧ください。

こちらの資料では、昨年度の公募との変更点がわかるように表示を変えておりますので、変更点を中心に説明をさせていただきます。

まず、一番左の列に審査項目を記載しておりますが、審査項目の「1 法人の状況」における中央付近の列の「審査・評価内容」での【様式2 関連】の記載中、外部評価という記述を第三者評価等という記述に改めております。第三者評価の受審を前面に出しつつも、受審されていない際にはその他の手法による評価の取組も対象とするための記載内容の変更です。また、監査状況という項目を、その下の【様式3 関連】から移行しました。この理由は、監査は法人に対するものやそれぞれの運営施設に関するものも含まれ、そこでの指摘事項も経営状況に関する内容や教育・保育に関する事など多岐に渡るため、【様式2 関連】の方が馴染むのではないかと考えたためです。なお、監査状況についての主な着眼点は、監査を受けた内容とそれに対する解決策がどのように提示されたかを見ていただきたく思います。監査状況を移行させたことに伴い、配点について見直しをはかりました。

ただ1点、ここで事務局として、ご審議頂きたいことは、法人の経営状況という【様式3 関連】の法人の財務状況というのが、ここだけが5点満点となりまして、全体150点という総得点の中での5点満点となっている点が気になりとなっておりますので、皆様のご審議を頂けたらと思います。

続きまして、一番左の審査項目「2 園の組織・体制」ですが、審査・評価内容という列の【様式6 関連】という一番下の行の部分ですが、次の頁にまたがりますので2頁をご覧ください。昨年度の選定委員会の中で園長の重要性について色々ご意見をいただきましたので、職員の育成・配置をご提案いただく中で園長予定者が果たす役割を確認するものです。これまでの経緯も踏まえて、配点の見直しを図りました。

続いて3頁をご覧ください。この頁は審査項目でいいますと「3 園の運営」に該当しますが、中央付近の【様式1 2 関連】をご覧ください。近頃マスコミでも保育園の建設や運営に関する近隣とのトラブル等が取り上げられるようになっており、住民の関心も高まっていることから、「苦情解決処理」に関する項目を追記しております。

次にその下の【様式1 3 関連】です。入所待ち児童に占める低年齢児の割合が高いことから、昨年度小規模保育事業の整備をはじめ、0歳から2歳までの受け皿確保に努めてまいりました。そこで、今後は小規模保育事業所を卒園した後の受け皿が必要となってまいりますので、小規模保育事業を代表とする「家庭的保育事業等との連携」を追記しました。利用定員の設定をはじめとして、応募法人の提案内容において連携が提案されるかを確認できるように記載して

おります。

変更点は以上です。総合計は150点満点のままです。

なお、資料1-4として昨年度の公募における提出資料を参考までにお配りしております。本日も審議いただいた選考基準と整合をとりながら応募書類の見直しを図ってまいります。

それから、全体を通じてですが本日の事務局案には調整中の部分も含まますので公募の開始までの間に精査してまいります。

事務局から資料1-2の説明は以上です。

(委員長) ただ今の説明に関しまして、何か質問はございませんか。

(副委員長) 審査項目1「法人の状況」のところで、下の経営状況の10点配点の5点が上の法人概要の方の5点に移行されているのですが、当初は法人の財務状況のところに監査状況が付いていました。これは、会計の監査だけを想定されて付けていたと思うのですが、実は、監査の内容が「定員より超えていた」など業務監査が入ってきたために上に移行されたのではないかと思います。結局監査でも、様々な監査がありますので、法人の経営状況というのは非常に重要な事項になりますので、配点としては、元のとおり10点にさせていただいた方がいいのではないかと思います。

(事務局田中) 事務局の方で見直しを図るということよろしいでしょうか。

(委員長) いっそのこと一緒にして20点配点にするということも1つなのかなと思います。会計のことは分かりませんが、経営状況も法人の概要の中にも含まれるのではないと思うので、一括して法人概要で20点にしてもいいのではないかと思います。財務状況と経営概要というのは別なのですか。

(事務局田中) 当初、法人概要でご提出して頂く書類というのは、資料1-4の【様式2関連】の15頁から20頁までに至る部分です。昨年10点で配点しているところで、法人の運営について、どこに所在しているか、何年くらい法人があるか、役員がどんな方か、理事長がどんな方か、運営の方針、運営実績などが法人概要に該当します。財務状況という観点からは一括してみるのではなく、財務は財務で見た方がいいのではないかとこのところ、様式3で別の10点としていました。

先ほど、副委員長がおっしゃった通り、元々監査状況というのは財務に対する監査を想定していたのですが、運営施設に関する保育面への指摘事項等も含まれていたのを、法人に関するものを、監査状況へ持ってきたところでした。

理屈としましては、配点も一緒に移ったということではあるのですが、ここだけが150点のうちの5点となってしまったことが、バランスとしてどうなのかと気になりました。

(委員長) 副委員長がおっしゃられたように元の配点でもいいのではないのでしょうか。5点というとパーセンテージが低いのではないかと思います。

経営状況が一番大きいですし、母体ですから。ここは検討材料として、のちほど採決させていただきます。

3頁のところの家庭的保育事業等との連携について、家庭的保育事業と小規模保育事業の2つ名前を並べるのではなく、「等」としたのは何か理由があるのですか。

(事務局田中) 芦屋市の条例での名称が小規模保育事業と、家庭的保育事業と、居宅訪問型

保育事業と事業所内保育事業の4類型全部合わせまして、「家庭的保育事業等」と呼んでいるということです。今芦屋市には家庭的保育事業等と呼ばれる4類型のうち、小規模保育事業しかありませんので、小規模保育事業等と書いた方が分かりやすいかとは思いましたが、用語の統一を図ることを優先しました。

(委員 長) 「家庭的保育事業、小規模保育事業」と記載すれば、「等」を記載する必要はなくなりますね。細かいことにこだわりはありませんが、この項目はとても重要なことなので、入れて欲しいと思います。一番小規模保育事業が気になっていたもので、聞きました。そこの合意が取れているのであれば大丈夫です。

主な着眼点ですから、ここに挙がっている事柄が中核的事項でその他にもありますよという理解でよろしいですね。

(事務局田中) そうですね。主な着眼点を委員で共有することがねらいです。昨年もこのような形で着眼して頂きたいという意図をもって、提出書類を求めています。

「主な」と書いていますので、これ以外の部分においても見て頂いて、当日のヒアリングで聞いて頂くという形は全く問題ありませんが、一旦主なものとしての事例は列挙させていただきました。

(委員 長) このたび福井委員は初めてですが、いかがですか。何かご質問はありませんか。

(福井委員) 大変な作業だなと思っています。

(委員 長) 利用者側ですから、特に保護者の立場から見て頂ければと思います。

ご質問等ありましたら、利用する側から見た時、こういう風なところは是非中核的に見て欲しいということがありましたら、今おっしゃっていただけたらと思います。

(事務局三井) 委員長がおっしゃったように、市としても小規模保育事業を大事にしています。

(委員 長) 職員の配置も手厚くされているので、いいのかなと思います。

(事務局田中) 変更点ということではありませんが、今回の土地自体が、見て頂いたら分かるように市が持っている北側の土地になります。

南側との連携というのは、資料1-2の3頁の【様式1-1 関連】で地域との連携・交流という内容でこの着眼点の「地域とのかかわりを大切にする姿勢が感じられるか。」や「地域との連携について積極的な取組が考えられているか。」というところで記載されています。今後、南側にできる施設や、南芦屋浜における地域とどういった連携を考えているのかというのは、項目としては昨年と変わっていませんが、提案していただく内容としましては、その点も踏まえて、事業者様には提案いただけたらと考えています。

(委員 長) 重要なことだと思います。保育課程のところは「芦屋市のカリキュラムを参考にしているか」という項目はなくていいのですか。

(事務局田中) 芦屋市就学前カリキュラムに基づく旨は募集要項の5頁に載っています。

(委員 長) 私たちが選定する際のことを考えると「芦屋市のカリキュラムに基づいているかどうか。」という項目も入れて頂いたほうが、意識付けのためにいいかなと思います。

それから、この地図の下側の建物がミズノスポーツ様ですか。

(事務局田中) そうです。屋根が白い建物は屋内テニスコートで、その南側が屋外のテニスコート、さらに南にフットサルコートが何面かあります。全部写っていないのですが、そのような形で現在運営されております。契約期間としましては、今

年度末までの契約期間となっております。

(事務局三井) こども社会教育施設として利用する予定ですので、ここが変わる可能性があります。

(委員長) ここの土地は芦屋市の土地ですね。ミズノスポーツ様が撤退する可能性があるということですか。

(事務局三井) 撤退と言いますか、元々小学校と幼稚園を建てるという前提で、南芦屋浜を開発するときに予定していました。小学校については建てたかったが、最終的には建てなくなりました。

ですが、認定こども園は是非建てたいというのは市の思いもありましたので、南の土地については健康増進・地域交流を備えた社会教育施設という形で、今後、地域の意見を聞きながら調整していくところです。何故一緒に進めないのかということですが、是非認定こども園を早く始めたい、ということがありますので、先行して、整備を進めるということになりました。

土地が3,500㎡あり、かなり広いので、人数でいうと、基準通りにして1.5倍のお子様が入っても見劣りしないような敷地だと認識しています。

その中で、できるだけゆったりした環境の中お子様を育てて頂きたいということで、定員の設定も前は150人から200人で設定しましたが、今回は少し人数を増やしまして、150人から250人としました。何人と市が言ってしまいますと、法人様の提案の個性がなくなってしまいますので、市の状況や、地域の状況等を踏まえて頂いて、何人というのをご提案頂きたいと考えています。

(委員長) 人数も公募条件の中に入れているのですか。

(事務局三井) 150人から250人まで、その中に1号、2号、3号が当然入ります。バランスも法人様の提案だと思います。

(副委員長) かなり場所が駅から遠いこともありまして、車と自転車についてよろしいですか。一番最後のその他の提案のところに、具体的な地域の対応というのが記載されているのですが、例えば、一斉に200人分の車で来られても大変だとは思いますが。こちらは近くにバス停が徒歩圏内にあるのですか。

(事務局田中) バス停につきましては、地図には写っていないのですが、敷地のところにあります。

(事務局三井) 資料1-3の約84mの「約」のところがバス停の屋根です。

通園につきましては、歩いてご家族の方と一緒に通園できるということが理想形でございます。ただ、保育所部分につきましては、お勤めの関係で利便性等ございますから、駅の近くという要望があるのもよく分かります。ただ、園区を定めるのかと言うと、芦屋市は園区を定めていません。私立の1施設になります。そこだけ園区を定めなさいと言うのもいかなものかと思えますし、建物は法人様の建物になりますので、市内優先というのは守って頂ければと思います。募集は市内から一斉に行ってもらいます。

ただ、理想は家から歩いて通園ということになりますので、必ずしもバスではないかと思えます。ただ、保育所の方につきましては、この後に出勤が伴い、一部車で来ると想定されるので、駐車スペースをどれだけとるのかということも法人様のプランニングの範囲なのかと思えます。

(委員長) 保育園ですと、90人定員とか120人定員と段階で切られていたように思うのですが、認定こども園にはそういうことはないのですか。

- (事務局田中) 250人定員の認定こども園がいけないということはないです。
施設を整備するときの補助金の考え方としまして、何人までが何円、というのは決まっています。
- (委員長) 普通私たちが考えた時に、あんまり大規模の園というのは、保育をする上でいかなものかと気になります。例えば、他市では500人定員の施設があります。公に認められるところですし、しっかり運営をされていて何もトラブルはないのですが、あんまり大規模、200人を超えるというのが想定できなかったもので、お聞きしたいのですが。
- (事務局田中) 事業計画に全く合っていないものを整備するのであれば、どういうことかと聞かれることがあるかもしれません。
- (委員長) 子どもが集まりますか。
- (事務局田中) 人口を考えながら募集要項の案は作らせて頂きました。あとは事業者が今後の人口動向を踏まえて、どのような定員の提案をされるのか、各法人様によって変わってくるのかなと思います。
- (事務局三井) それもありまして、150人から前回は200人、今回は250人としました。1つありますのは、浜風の土地は3,000㎡であるのに対し、今回は3,500㎡です。
浜風では、「のびのび子どもが過ごせる環境が素晴らしい。」という、地元の意見がありました。
開設当初は280人定員という幼稚園でした。その時は、子どもの1部屋の入る人数が違っていましたので、その後175人になっています。もう1つは近くにある新浜保育所が約2,000㎡で100人定員という形でお預かりしております。これも園庭があつてという条件ですので、のびのびという形の中で、150人定員とと思っていましたが、少し1号を増やしたいと思いました。毎年30人程の子がいましたので、今ご提案頂いているのが、1号の3歳から5歳が各20人の計200人定員の施設です。
それでいきますと、200人定員でもいいのですが、地形的に、ここは南芦屋浜という一つの塊なのです。
南芦屋浜には、まだ就学前施設というのが1つもなく、昨年度まで上側のシーサイドタウンに公立幼稚園が2つありました。今現在、1つを認定こども園化している最中です。公立の保育所は圏域で言えば2つあります。私立保育所は1つです。
次に出てくるのは、子どもが集まるのかということですが、人数の条件が同じではありません。南側の方が少ないです。そこも当然法人様の経営が大事な問題になってきますから、現在の人口の数ですとか、支援事業計画で使っている人口数のリンクを貼る等、情報提供を行い、あとは法人様で将来予測もしていただきながら、提案いただきたいと思います。
- (委員長) まだ住宅が建つ可能性があるということですか。
- (事務局三井) そうです。今、分譲をしているところです。まちづくりの途上で、今まちづくりを行っていかうというところです。
- (委員長) 逆にこれを作ることによって、若手の人たちがここに住むようになる可能性もありますね。
- (事務局三井) それも願ってのことです。人を呼び込む起爆剤にしたいと思っています。

(委員 長) 西側は海ですよ。

(事務局三井) 人口の浜辺です。あとはもう少し行けば海になります。

(委員 長) 安全面も気を付けないといけないですね。子どもが突然出て行って何かあるとよくないです。

(副委員長) 津波に対する対策は何かあるのでしょうか。

(事務局三井) 津波につきましては、県が想定していますのが、3.7mです。津波到達までの時間については111分と予想されています。南芦屋浜の地面の高さが3mを超えています。

ですので、それだけで行くと津波は東南海で起きて大丈夫だろうと予想できます。ですが、想定外のことも起きていますから、基本的に津波に対しては、発生すれば、水平方向に山側に逃げていただくこととなります。ここで言えば、幸いなことに、芦屋市では111分の差がありますから、その間に国道2号線ぐらまでは逃げてもらいます。ただ、当然あくまで想定ですから、もっと早く到達するということであれば、建物を指定していますのでそちらに避難していただきます。東日本大震災でもそういうことは起きているので、絶対に大丈夫という保証は言えませんが、県が発表している想定の中では建物を超える津波は来ないだろうとされています。埋立地なので高くしているのです。

(委員 長) 海が近いので、津波というよりは、普段の子どもの事故が気になりましたので、そのあたりもヒアリングの時に私たちの視点に入れていたらいいかないかと思えます。

(事務局三井) 飛び出して海に落ちるとかですね。

(委員 長) 子どもなので、何をするか分かりません。事故があった時に社会的責任を問われますので。

他にないかありませんか。特にないようでしたら、このような形で進めていくということでもよろしいでしょうか。

【意義なし】

では点数配分は副委員長案を採用させていただきまして、10点、10点という元の配点にします。

(事務局三井) 加えて、「芦屋市の就学前カリキュラムに基づいていただく。」という内容を追記します。

(委員 長) お願いします。

他に何もありませんようでしたら、募集をかけて頂くということでもよろしいでしょうか。

(事務局三井) ご不明な点がありましたら、今言っていただきましたらと思います。これは事務局案ですので、追加のことがあればお願いします。

(委員 長) 以前1度していることですので、そこから大幅に変更がないということと、前回これで問題が特になかったもので、この形で進めるということでもよろしいでしょうか。

(事務局三井) おさらいで言いますと、人数は状況が違っているので幅を少し変えさせていただきました。それと、追加事項のある就学前の支援拠点については、住民の方から地域とのつながりや子どもの居場所に関する、ご要望、ご意見を頂いております。そういうことも踏まえまして、地域とのつながりを大事に考えておりますので、今回、追加させていただきました。

国は幼稚園の1部屋くらいを想定しています。そういうことを週3日程度市

が事業を行いますので、協力してください、という内容を1つ義務化しました。

ただ、これにつきましては、法人様も用意をしないといけませんので、大きな負担を伴う可能性があります。

(委員 長) 募集要項の中の市の取組に協力することという部分がこれにあたるのですか。

(事務局三井) 7頁の11の(4)の、「本市の行う地域子育て拠点事業のためのスペースの無償提供」というところです。

この一文だけではどれくらい用意しろたいのか分からないので、平日で週3日です。支援拠点というのが週3日かつ5時間以上というのが1つの目安になっていますので、「概ね午前9時30分から午後4時30分くらいまで」と補足しています。これは時間を書いていないと、1号のお子様帰ったあと、教室が空いているから使ってくださいということになってしまうからです。ここで想定しているのが、0, 1, 2歳、一部3歳の方、保育所に属されている方はそれぞれの保育所に行かれていますので、あまり利用されません。幼稚園に通う方も幼稚園に属しているので、ご自宅でお子様を育てられている0, 1, 2歳一部3歳の方が子育てセンターもよく利用されています。国も13事業の1つとして計画しています。

その中で、協力要請、条件として入れていますから、これについての無償提供というのは業務に関することに入れています。

目安としては、60㎡は幼稚園の1部屋分ぐらいです。その分をお貸ししていただきたいと考えています。事業は呉川町や上宮川文化センターと同じような形でしていきたいと思っています。

(委員 長) 地域子育て支援センターの展開を予定しており、作ろうとしている南側にどれくらい子どもがいるのかの現地調査はしていると思いますが、小学校、幼稚園、保育所の位置がどのようにあるか把握し、こういう風に市の土地があるのであれば、ここがもう少し利用できるのではないかと思います。

それと、小学校は近くにありましたか。

(事務局三井) 北に行かないとないです。

(委員 長) では、放課後児童健全育成事業は、ここは関係ないのですね。

(事務局三井) 芦屋市では、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育については、学校内で取り組もうと考えておりますので、今回は関係しません。

(委員 長) 総合的な何かができるような、利用方法を考えたらいいのかなと思います。

地域子育て拠点事業だけではなく、それを全部認定こども園にしてみようというつもりは全然ありませんが、この南側が、ミズノスポーツ様がお借りしている市の土地としてあるのならば利用の幅は広がると思います。例えば、他市では、隣が公園になっていて、そこに子育て支援センターと一緒にあり、協働しながら遠距離の人でも遊びに行けるような形のフリースペースを作るという企画がされているところもあります。

市が土地や場所を提供するが、運営は外部が行うというところもありますね。このことに直接関係しませんが、今後そのような、周りの状況によって、この地域子育て拠点事業がどのようにあるのかも見通しをもった設定の仕方をされたらいいのかなと思いました。

(事務局三井) 元々、今回も非常に迷って追加しました。やってほしいと言う住民の意見もあり、実現したいという気持ちはありましたが、認定こども園を誘致したいという中で、様々な条件を付加的に付けていくと、手を挙げてくれる法人がだん

だん少なくなるという懸念がありました。

(委員 長) 確かに、条件を付ければ付けるほど、法人が手を挙げてくれなくなるのはよく分かります。

(事務局三井) 今回も部屋を用意しないといけませんので、法人様には条件が高くなるかと思いますが、支援拠点であれば、保育所なり、幼稚園なり、認定こども園を運営されている法人であれば出来るだろうという考えです。

(委員 長) 保育所では全部子育て支援のための部屋を設けるようになっていきますので、そんなに特別なことではないのではないですか。

(事務局三井) ですので、今回は付けさせていただこうとなりました。

(副委員長) 要望なのですが、資料1-2のところ、主な着眼点のところの1頁の下から4行目「支出における人件費の割合」というのを「割合は適切か。」というのを入れた方が、文章全体でのバランスがよいのではないのでしょうか。あと1頁の上から8行目「監査を受けた内容とそれに対する解決策」で終わっていますが、「が、なされているか。」と文章を入れた方が、バランスがいいのではないかと思います。

あともう1つ、法人の経営状況の「過去3年間の決算状況」もこの後に「決算状況は適正か。」など、文言を考えていただきたいです。

(委員 長) 他に何かありませんか。ないようでしたら、このような形で事業者の募集をしていただくことと、これを基準にして選定を実施していくという決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

少し修正がありましたけれども、そこは事務局に修正して頂きたいとおもいます。

事務局から何かありますでしょうか。

【事務局から連絡事項】

(委員 長) それではこれもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。